

市第 140 号議案

横浜市保育所条例の一部改正

横浜市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 13 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市保育所条例の一部を改正する条例

横浜市保育所条例（昭和26年 3 月横浜市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項中「別表第 1」を「別表」に改める。

第 5 条から第 8 条までを削り、第 9 条を第 5 条とし、第 10 条を第 6 条とする。

別表第 1 中

「

横浜市かながわ保育園
横浜市神大寺保育園

を

」

「

横浜市神大寺保育園

に、

」

「

横浜市滝頭保育園
横浜市東滝頭保育園

を

」

「
横浜市東滝頭保育園
」に、

「
横浜市金沢さくら保育園
横浜市金沢八景保育園
」を

「
横浜市金沢さくら保育園
」に、

「
横浜市荏田保育園
横浜市荏田北保育園
」を

「
横浜市荏田保育園
」に、

「
横浜市大熊保育園
横浜市茅ヶ崎保育園
」を

「
横浜市大熊保育園
」に、

「

横浜市舞岡保育園
横浜市俣野保育園

を

「

横浜市舞岡保育園

に改め、同表を別表とする。

別表第 2 を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

横浜市かながわ保育園等を廃止するとともに、指定管理者に関する規定を廃止するため、横浜市保育所条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市保育所条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

（設置）

第 1 条 （第 1 項省略）

2 前項の保育所の名称及び位置は、別表のとおりとする。
別表第 1

（指定管理者の指定等）

第 5 条 次に掲げる横浜市かながわ保育園及び横浜市金沢八景保育園（以下「かながわ保育園等」という。）の管理に関する業務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(1) 第 2 条に規定する児童の保育に関すること。

(2) かながわ保育園等の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) その他市長が定める業務

2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、かながわ保育園等の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。

5 前 3 項の規定にかかわらず、指定管理者の指定の期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合で、指定管理者として指定されて

いるもの（以下「現指定管理者」という。）から提出させた事業計画書その他規則で定める書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者がかながわ保育園等の設置の目的を最も効果的に達成することができると思われるときは、現指定管理者を指定管理者として指定することができる。

6 市長は、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、別表第 2 の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定委員会（第 8 条第 1 項に規定する指定管理者選定委員会をいう。）の意見を聴かなければならない。

（指定管理者の指定等の公告）

第 6 条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

（管理の業務の評価）

第 7 条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 5 条第 1 項各号に掲げるかながわ保育園等の管理に関する業務について、市長が定めるところにより評価を受けなければならない。

（指定管理者選定委員会）

第 8 条 別表第 2 の右欄に掲げる担当事務を行うため、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、それぞれ市長が任命する委員 10 人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必

要な事項は、市長が定める。

(使用料)

第 5 条 (本文省略)

第 9 条

(委任)

第 6 条 (本文省略)

第 10 条

別表 (第 1 条第 2 項)

別表第 1

名	称	位	置
(省 略)			
横浜市かながわ保育園		横浜市神奈川区	
横浜市神大寺保育園			
(省 略)			
(省 略)			
横浜市滝頭保育園		横浜市磯子区	
横浜市東滝頭保育園			
(省 略)			
横浜市金沢さくら保育園		横浜市金沢区	
横浜市金沢八景保育園			
(省 略)			
(省 略)			

(省 略)	横浜市青葉区
横浜市荏田保育園	
横浜市荏田北保育園	
(省 略)	横浜市都筑区
横浜市大熊保育園	
横浜市茅ヶ崎保育園	
(省 略)	横浜市戸塚区
(省 略)	
横浜市舞岡保育園	
横浜市俣野保育園	
(省 略)	

別表第 2 (第 5 条第 6 項、第 8 条第 1 項)

名 称	担 任 事 務
横浜市かながわ保育園指定管理者 選定委員会	横浜市かながわ保育園の指定管理者の候補者の選定等 についての調査審議に関する事務
横浜市金沢八景保育園指定管理者 選定委員会	横浜市金沢八景保育園の指定管理者の候補者の選定等 についての調査審議に関する事務

